## 補論1

# 国際的経済活動と競争法

競争法は、米国で1890年に導入されて以降、自由主義市場経済の世界的な広がりの中で、特に1990年以降、多くの途上国でも導入されるようになった。2018年時点では、約120の国及び地域で競争法が導入されていると言われている。

競争法の問題は、本来は、各国競争法上の規律、ないし一般的に共有されている競争法・競争政策の論理の下で処理されるべきものであり、直接的には WTO 協定との整合性に係るものではないが、

状況によっては競争政策の名の下に公平な審査、 調査を志向しながらも、実際の適用の際には、例 えば国内産業保護を目的とした判断がなされてい るのではないかとの懸念を生じさせる場合もあり うる。ルール志向の観点からは、このように、競 争政策の名を借りて、WTO協定その他国際ルール に違反して自国産業を保護する措置が取られてい ないかを注視する必要がある。

#### 1. 域外適用をめぐる議論と国際協調

#### (1)国家法の域外適用(立法管轄 権の行使)と効果理論

通常、一国の法律は、その国の領土内において 適用され、その効力は外国に及ばないというのが 原則(いわゆる「属地主義」)である。属地主義 の考え方は、原則としては、各国競争法(反トラ スト法、独占禁止法等)にもあてはまる。しかし、 経済活動のグローバリゼーションの進展により、 外国で行われた行為が自国市場に重大な影響を及 ぼす場合が増加してきたことを受けて、厳格に属 地主義を適用するだけでは、競争法による効果的 な規制が必ずしも実現できないとされるようにな った。

そうした状況を踏まえ、従来から、外国で行われた行為であっても自国の市場に競争制限的効果が及ぶ場合(例えば、自国が輸入している製品について輸出国側の企業が価格カルテルを行っている場合)に、当該行為に対して自国の競争法を適

用することが一定程度行われてきている。例えば、カルテル行為が国際的に禁止すべき行為である点については多くの国の間で一致が見られることもあり、国際カルテルによって自国の市場において影響を受けた国が自国の競争法を適用することは、米国、欧州のみならず、新興国を含む多くの国において、幅広く行われるようになっている。

かかる実務の背景には、米国をはじめEU諸国を含めた少なからぬ国(とりわけOECD諸国)が採用しているといわれ、日本も認めているとされる「効果理論」の考え方がある¹。例えば、米国では、判例上、米国外で行われた行為であっても、米国に効果を与える意図をもってなされ、かつ実質的に効果を与える行為について米国反トラスト法の適用を認める原則を確立させている。

競争法の域外適用は、上述した「効果理論」の 考え方に拠って、国外で行われた行為が、国内市 場の競争に直接かつ実質的な効果をもたらす場合

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 効果理論をめぐる国際的な議論の詳細等については、2017 年版 525、526 頁参照。我が国においても、「効果理論」に基づく競争法の域外適用について、「外国企業が日本国内に物品を輸出するなどの活動を行っており、その活動が我が国独占禁止法違反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁止法に違反して、規制の対象となると考えられる。」として「効果理論」を認めているとされている(公正取引委員会の独占禁止法渉外問題研究会報告書(1990 年))。

等に限り、行うことが可能であると考えられる。 しかし、国外で行われた行為が、国内市場の競争 に直接的かつ実質的な効果をもたらさない場合 (例えば、輸入国側で行われている輸入カルテル によって、輸出国側の「輸出者の利益」が害され ている場合)にも、競争法の域外適用を行うこと は、国際的に許容される範囲を超え得るものであ ることに留意すべきである。このような場合では、 輸出国側の「輸出者の利益」を云々する以前に、 当該行為によって、輸入国側の国内市場の競争が 損なわれていると考えられるので、当該輸入国の 競争法の問題と考えることが適当である。

米国は、1982 年に米国議会が FTAIA (外国取引 反トラスト改善法)(Foreign Trade Antitrust Improvements Act) という域外適用(立法管轄権) に関する法律を制定したものの、米国の輸出者の 利益を害する国外の反競争的行為であっても、米 国の消費者に直接影響を与えないかぎり、反トラ スト法の執行を行わない方針を一旦は示したが、 1992 年に方針転換し、自国の輸出を制限する領域 外での行為について「効果理論」の解釈を拡大し、 領域内市場に実質的効果を及ぼすかどうかにかか わらず、「領域内の輸出者に悪影響を与えている」 として、競争法(反トラスト法)の適用を行う方 針を発表し、その後も維持している2。これらの点 について、経済がグローバル化するとともに、部 品の製造拠点、最終製品の組み立て工場、最終製 品の販売拠点が世界中へと広がっており、また、 汎用製品を中心に各地域の価格の連動性はますま す高まっているという事情をふまえ、米国におい て、ポタシュ国際カルテル訴訟における第7巡回 区控訴審大法廷判決(2012年)、TFT-LCD 国際カル テル訴訟における各判決等、裁判例を中心に効果 理論の注目すべき展開がみられる3。このように、 自国の輸出を実質的に制限する国外での行為に対 して、自国の輸出者に効果を与えているとして、 自国の競争法を域外適用していく米国の方針は、 国際的にコンセンサスのある「効果理論」の考え 方の枠を超え、他の国には例がないものである。

### (2) 「執行管轄権」の限界による 実質的な域外適用の制約

上記にあるように、「効果理論」に基づく競争 法の域外適用に関する国際的なコンセンサスはで きつつあるものの、競争当局が競争法を外国に所 在する事業者(外国事業者)に対して直接的に執 行することが、国際的に許容されているわけでな い点に留意すべきである。国家管轄権の中に、

「法の定立(とその適用)」の側面を有する「立 法管轄権」と「国境を越えた公権力の行使」の側 面を有する「執行管轄権」とは別である。上記で 述べてきた効果理論の考え方は立法管轄権の根拠 であって、外国事業者に対して執行管轄権を行使 できるか否かとは別の問題である。

「他国の領域内において、その国の政府の同意を得ずに公権力の行使にあたる行為を行ってはならない。」という一般国際法上の基本原則に基づき、A 国が B 国内の企業を対象として A 国の法律を適用する際に、当該企業に対する排除措置、罰金徴収等の強制措置を B 国政府の同意を得ずに B 国内で実施することはもとより国際法違反であるし、そのような強制措置に関する手続の一環として B 国内の当該企業に対してのコンタクトを行うことも、上記基本原則に違反する「公権力の行使」にあたるおそれがある。

#### (3) 問題点に対する対応

立法管轄権、執行管轄権の行使は、いずれについても、「効果理論」の考え方に基づく競争法の域外適用に関する国際的なコンセンサスの範囲を超える場合には、競争法の「過度な」域外適用に当たるというべきものである。そして、「過度な」域外適用は、問題の解決につながるよりむしろ相手国との間により深刻な紛争を惹起する可能性が高い。

今後も、競争法の「過度な」域外適用を行おうとする相手国に対しては、一方的に自国法を域外適用することを慎むよう積極的かつ継続的に主張していくとともに、競争法違反行為の防止・排除のために、多国間協力又は二国間協力を進めていくことが重要である。なお、英国、豪州等においては、主として米国の反トラスト法の域外適用を意頭に置いて、域外適用国の判決の承認・執行を拒否することを内容とする対抗立法が制定されて

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 米国における域外適用をめぐる経緯は 2016 年版 615 ページ参照。

<sup>3</sup> 詳細については2016年版618頁参照。

際

的経済活動と競争法

いる(対抗立法には、外国政府又は裁判所からの 文書提出命令等に従うことを禁じ得ること等も含

まれている)。

#### 2. 国際協調を通じた「域外適用」への謙抑への期待

#### (1)「国際礼譲」と域外適用

競争法等の国内法を域外適用することによって 生じる管轄権の抵触を巡る国際紛争を防止するた め、従来から「国際礼譲」が考慮されている。国 家法の域外適用の局面で「国際礼譲」を考慮する というのは、相手国で行われた行為に対して、自 国法を域外適用するための管轄権があるにもかか わらず、国際関係上の配慮に基づき相手国に一定 の敬意を払って、自国の管轄権の行使を抑制する という (特に英米において伝統的な) 考え方であ  $3^4$ 

競争法の域外適用によって生じる管轄権の重複 ないし抵触の問題については、競争法の執行面で の国際協力と同時に、競争法そのもののハーモナ イゼーションを図ることが問題解決にあたって重 要である。

#### (2) 競争法の執行面での国際協力

競争法の執行面での国際協力については、1970 年代から多国間又は二国間で、通報・情報提供等 の協力に関する取決めがなされてきた5。その他、 競争法の執行に関する国際協力の合意としては、 ハードコアカルテルを禁止する各国の法律の収斂 を進めることとあわせて、執行における国際協力 と礼譲を定めた OECD 理事会勧告6や、国際的な企 業結合の審査における当局間の調整・協力等を定 めた OECD 理事会勧告<sup>7</sup>がある。さらに、2014 年 9 月には「競争法の審査及び手続に関する国際協力

にかかる OECD 理事会勧告」が採択された。この勧 告は、競争当局間における情報の自由な交換を促 進し、また、各国の制裁金等減免制度(リニエン シー・アムネスティ制度)間の整合を図るよう加 盟国に促すことにより、加盟国の競争当局間の協 調を一層進めるものである。今後、本理事会勧告 は加盟国の競争当局同士の協調のあり方や二国間 協定の制定や改定に影響を与えるものと考えられ る8。

また、二国間の協力協定も、米国、EU を中心に 既に 10 以上の協定が締結され<sup>9</sup>、国際的な広がり を有する反競争的行為に対し、関係国が、競争法 の域外適用によって生じ得る衝突を回避しつつ、 協力して対処するための枠組みが合意されている。

世界的な国際協調の進展を背景に、我が国でも、 まず 1999 年 10 月に、米国との間で「反競争的行 為に係る協力に関する協定」が締結された。この 協定の発効により、国際的な広がりを有する反競 争的行為に対する我が国競争法の執行の強化、日 米競争当局間の協力関係の発展、米国の反トラス ト法の域外適用を巡る問題への対処等が実現した。 EU との間では2003年8月に、カナダとの間でも、 2005 年 10 月に、日米協定とほぼ同様の協定が発 効している。

経済連携協定の枠組みにおいても、競争政策分 野の協力に向けた取組が行われている。具体的に は、日・シンガポール (2002年11月発効)、日・ メキシコ (2005 年 4 月発効)、日・マレーシア (2006年7月発効)、日・チリ(2007年9月発効)、 日・タイ (2007年11月発効)、日・インドネシア (2008年7月発効)、日・ASEAN (2008年12月発

<sup>4</sup> 国際礼譲の原則自体は、個別の条約、又は条約上の共助枠組みにおいてそれが採用されれば別であるが、積極的礼譲も消極的礼譲も 国際法上の義務ではなく各国の政策問題であり、二国間で特に合意されていない限り、国際礼譲を払わないことがあっても、道義上や 政治上の非難を受けることはあっても法的な責任は生じない。

<sup>5</sup> 例えば、多国間の取り決めとして、通報・協議手続制度の活用が明記された「国際通商に影響を及ぼす反競争的慣行についての加盟 国間の協力に関する OECD 理事会勧告」(1979 年、1986 年、1995 年改訂)がある。

<sup>「</sup>ハードコアカルテルに対する効果的な措置に関する OECD 理事会勧告」(1998年3月採択)

<sup>「</sup>合併審査に係る 2005 年 OECD 理事会勧告」(2005 年 3 月採択)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 例えば、2014 年 12 月に発効した欧・スイス間の協力協定<sup>8</sup>では、いわば本理事会勧告を先取る形で競争当局間での機密情報の扱いが定 められている。

<sup>『</sup>米・独間(1976 年)、米・豪間(1982 年、1999 年追加)、米・加間(1984 年、1995 年改正、2004 年追加)、独・仏間(1984 年) 米・EU間 (1991年、1998年追加)、豪・NZ間 (1994年、2007年改正)、米・イスラエル間 (1999年)、EU・加間 (1999年)、米・ブ ラジル間 (1999年)、米・墨間 (2000年)、加・豪・NZ (2000年)、加・墨 (2001年)

効)、日・フィリピン (2008年12月発効)、日・ スイス (2009 年 9 月発効)、日・ベトナム (2009 年 10 月発効)、日・インド(2011 年 8 月発効)、 日・ペルー (2012年3月発効)、日・豪 (2015年 1月発効)、日・モンゴル (2016年6月発効)、環 太平洋パートナーシップに関す包括的及び先進的 な協定 (TPP11) (2018 年 12 月発効)、日・EU (2019年2月発効)、日・英(2021年1月発効) の経済連携協定がそれぞれ締結されたが、これら にも、協力のレベルに違いはあるものの、競争政 策に関する締約国間の協力規定が盛り込まれてい る。このうち、日・豪間の経済連携協定の実施細 則として、両国の競争当局は、2015年4月、「日 本国公正取引委員会とオーストラリア競争・消費 者委員会との間の協力に関する取決め」を締結し たが、本取決めでは、反競争的行為に対する取組 協力として通報や執行調整等を定めることに加え、 執行における情報交換として、一方の競争当局が 審査過程において違反被疑事業者等から入手した 情報を(実行可能な場合で、かつ、自国の法令に よって許容される限りにおいて)他方の競争当局 に対して提供することを適切に考慮する(第 4.3 条) 旨が定められる等、従来我が国が締結してい る独占禁止協定及び経済連携協定等協力枠組と比 して、より一層競争当局間の協力や連携を進める ものとなっている。また、我が国と他国の競争当 局との間で、必要に応じ情報交換を行うなどの国 際協力を行っている10。同様に、相互に情報交換 を行うことを内容とする取決めは、ベトナム競争 庁、モンゴル公正競争・消費者保護庁及びカナダ 競争局とも締結している。

さらに、公正取引委員会は、競争当局間の協力 に関する覚書等を、2013 年 8 月にベトナム、2013 年 8 月にフィリピン、2014 年 4 月にブラジル、同 年 7 月に韓国、2015 年 4 月にオーストラリア、 2016 年 6 月にケニア、2017 年 3 月にモンゴル、同 年 5 月にカナダ、同年 6 月にシンガポール、2019 年 5 月に中国(国家市場監督管理総局)との間で それぞれ締結している。

反競争的行為が刑事罰の対象となる場合には、 自国の刑事手続に使用する証拠を入手するため、 他国に協力を求める共助条約(MLAT)等の国際捜 査共助手続を利用する動きが進んできている。競 争法の協力協定は行政目的の達成に必要な情報提 供が行われるのに対し、国際捜査共助は刑事事件 の証拠の提供が行われるものである。

### (3) 競争法のハーモナイゼーション

OECD・WTO等の多国間協議の場を通じて競争法のコンバージェンスの検討を進めるとともに、未だ競争政策の確立していない国々に対し、立法支援を通じ適切な競争法の導入を図ることも、競争法のハーモナイゼーションの観点から有益であろう。これらは、不適切な競争法の設計や運用を抑止することにもつながり得るものであり、その意味でも重要である。

実際に、競争当局間の協調は進んでおり、2001年には、米・EUを中心として先進国等 10数か国の競争当局により、競争法及び政策の国際的な協調、協力を目指した国際競争ネットワーク(International Competition Network「ICN」)が発足した。これは公的な機関ではなくあくまで任意に参加した当局によるボランタリーな組織で、ここでコンセンサスに到達した場合にもそれを履行するかどうかは各当局の自主性に委ねられるが、複数の競争法の管轄が及ぶ事項に対する執行の機会が増大する中で、手続面及び実体面の問題解決に取り組み、広く関係者の意見交換の場となっている。2020年3月現在で、129か国・地域から140の競争当局が参加している。

### 3. 競争法の恣意的・差別的な適用

競争法は米国で1890年に導入されて以降、限られた国々にしか導入されていなかったが、自由主義市場経済の世界的な広がりの中で、特に1990年以降、多くの途上国でも導入されるようになり、

2018 年時点では約120の国及び地域で競争法が導入されていると言われている。

途上国が競争法の導入を進める背景には、市場 経済体制の導入で成功した国々が多く出たことが

<sup>10</sup> 具体的な情報交換の事例については、2017 年版 530 頁注 12 参照

あると思われる。これらの国々の成功から、企業・産業の競争力を強化していく上で市場競争が有効であるとの認識が広がったと考えられる。また、途上国が競争法を導入することへの国際社会の期待が高まっていることも一因といえる。

他方、個々のケースについて批判が適切か否かについては慎重な検討を要するが、競争政策の名の下に公平な審査や規制を志向しながらも、実際の適用の際には国内産業保護を目的とした判断や制度設計がなされているのではないかとの懸念を生じさせているケースもみられる。

各国の競争法は、その国特有の経済構造・市場 慣行等を前提として制度設計され運用されるもの であり、国毎に違うことそれ自体をもって不公正 であると非難することは当報告書のアプローチで はない。しかし、ルール志向の観点からは、競争 政策の名を借りて、WTO 協定その他国際ルールに 違反して自国産業を保護する措置が取られていな いか、を注視する必要がある。

競争法に適用される国際ルールは国家管轄権の限界にとどまらず、モノ・サービスの輸出入、更には投資などに影響を及ぼす可能性のある規制法令の一つとして、WTO協定、経済連携協定及び投資保護協定などが国内政策一般に対して規定する規律に服する。競争法に適用されうる規律としては、内外無差別を規定する内国民待遇義務、特定国の優遇を禁止する最恵国待遇義務のほか、公正衡平待遇義務、国内政策措置の透明性を求めるGATT第10条などがありうる。

#### 4. 企業結合審査の設計・運用上の問題

#### (1) 問題の所在

各国の競争当局は、競争法の枠組みの中、合併 や株式取得のような各種 M&A が当該国の競争政策 上問題をもたらさないかを審査し、問題があると 判断した場合には事業の譲渡や一定の価格での供 給等を義務づける問題解消措置を命じ、あるいは、 問題となる M&A を禁止することがある。このよう に、一般に各種 M&A が競争政策の観点から望まし いかを審査するため競争法に基づき、企業結合審 査を行っている。企業結合審査を含む各国の競争 法は、その国特有の経済構造・市場慣行等を前提 として制度設計・運用されるものであり、ルール 整合性の観点から、国ごとに制度・運用が異なる こと自体をもって「不公正である」とはいえない ことは当然である。各国競争当局が採用する企業 結合審査の設計やその運用は、多くの場合は競争 法・政策として適切かという問題として解消され るものと思われる。もっとも、一定の場合には、 WTO 協定や投資保護協定、管轄権の問題となる余 地がある11。

企業側にとっては、M&A プランニングにおいて、 企業結合審査スケジュールが非常に重要な問題と

なる。輸出企業や国際的に拠点を有する会社の関 係する M&A においては、諸外国の企業結合審査の 事前審査に服することが通例であるが、企業結合 審査が迅速に開始されない、企業結合審査が必要 以上に長期化するといった問題は、M&A 全体のス ケジュールを遅延させ、合併によるシナジー効果 を妨げ、費用の増加や株価の下落をもたらしうる。 また、そもそも、ある M&A が自国との関連性が希 薄であるにもかかわらず、これを自国の企業結合 審査の対象とし、さらには、これに問題解消措置 を付したり、禁止したりする場合には、管轄権の 過剰な行使となるのではないかという問題もある。 届出に服させることだけで、競争法の過度な域外 適用といえるかについてはさらに精査を要するが、 最終的には M&A が承認されるとしても、企業結合 審査の対象とするだけでも応じる側の企業には相 当なコストがかかる点に留意しなくてはならない

多くの新興国においても競争法の整備が進んでいる近年、外国政府による企業結合審査の設計・運用のあり方を監視し、必要に応じて、外国政府に対し、設計や運用の改善を働きかけていくことも視野に入れる必要がある。そこで、以下、企業結合審査の設計と運用と WTO 協定や投資保護協定

<sup>11</sup> 詳細は、2017年版536、537頁参照。

<sup>12</sup> 具体的な問題意識については、2017年版 537 頁も参照。

の問題の関係について整理する。

#### (2) マーケット・アクセスの阻害

企業結合審査の開始の遅れや長期化の原因が、 当局の審査員の不足、企業側の協力姿勢の欠如、 複雑な競争法上の問題の分析が必要となる場合な どは、これを WTO 協定や投資保護協定の問題と整 理することは適切でないと思われる。一方で、企 業結合審査を行っている国に所在する企業を買収 するような案件において、合理的な理由なく企業 結合審査の開始の遅れや長期化がみられる場合に は、これを外国企業の市場参入・投資を阻害する 措置であると論ずる余地がある。

実務的に問題となり得る遅延の態様として、たとえば、①M&A の最終契約を締結するまでは審査のための届出の受理を行わない実務<sup>13</sup>、②正式受理に先立ち競争当局との間での長期にわたるやりとりが前提とされている実務<sup>14</sup>、③政治的問題がある場合に届出を受理しない・審査を遅延する実務、④国際的標準に照らして長期の審査期限が設けられており<sup>15</sup>、合理的理由なく審査が長期間に及ぶ実務等が考えられる。合理的理由なき企業結

合審査の遅延に関しては、当該 M&A が、GATS において当該国がマーケット・アクセスを保障している分野に関係する場合には、GATS の自由化約束に違反するのではないかを検討する余地がある。また、仮に、合理的な理由なき企業結合審査の遅延がみられる国との間で、投資自由化の側面を有するいわゆる自由化型の投資保護協定<sup>16</sup>が締結されている場合には、自由化義務に反しないか検討する余地がある。ただし、いずれの場合も、遅延が生じるのみで禁止されなかった場合にも、自由化約束に反するといえるかはさらに精査が必要である。

また、企業結合審査の結果、競争法の観点から 不合理な禁止期間や問題解消措置が外国企業に対 してのみ差別的に適用される場合には、保護主義 的な企業結合審査の運用が行われている可能性が 問題となり得る。例えば国内企業と外国企業を差 別的に取り扱ったり、国有企業とそうでない企業 を差別的に取り扱う等して、外国企業や国有企業 以外の企業結合についてのみ制約を加えるといっ た運用がみられる場合には、競争中立的な運用で はない点において問題があると論ずる余地がある。

#### 5. 各国におけるデジタル経済を巡る競争法・競争政策

## (1) デジタル経済における競争法・競争政策

デジタルプラットフォーム事業者の台頭や経済活動におけるデータの重要性の増大への対応は、世界各国の競争法・競争政策の分野における重要なテーマとなっている。以下では、主に欧米中のデジタル経済における競争法・競争政策を巡る近年の主な動向を紹介する。

#### (2) EU における動向

EU では、市場における支配的地位を有するデジタルプラットフォーム事業者の戦略や行為が、ネットワーク効果、規模の経済性、データの重要性といった特定の事業者への集中や高い参入障壁をもたらし易いデジタル経済の特性と相俟って、EUの中小企業を含む既存又は潜在的な競争事業者を不当に市場から排除し、また、EU の消費者がよりイノベーティブなサービスを選択する機会を奪っ

<sup>13</sup> 中国においては、現状、原則として、最終契約を締結するまでは届出を提出できない取扱いとなっている。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> EU においては、申請者が当局へ届出を行うに当たり、原則として Form CO と呼ばれる様式を用いるところ、届出の正式な受理に先立ち、届出書の記載事項に不備がないか確認するため申請者と当局との間で下書きのやり取りが要請されている (Best Practices on the conduct of EC merger control proceedings パラグラフ 5-7 [2004 年 1 月 20 日])。このやり取りを経ることで正式な受理までに数か月程度の期間を要するとされる。またこのやりとりの長短で、正式届出日が先後することがあり、結果的にこの差が、その後の企業結合審査の帰趨に決定的な意味を持つ場合がある (Seagate による SamSungHDD 事業買収と Western Digital による旧日立系 HDD 事業買収に関する事例を参照)。

<sup>15</sup> 我が国の企業結合審査において審査期間の上限は、届出受理から 120 日間又は全ての報告等を受理した日から 90 日間のいずれか遅い方となっているところ、規定上は、ブラジルでは届出受理から 330 日間、ロシアでは同じく 270 日間, インドでは 210 日間となっており、長期の審査期限が設けられている。ただし、実際には問題の少ない案件についてはより短い期間で認可されている。

<sup>16</sup> 例えば、日―クウェート投資協定、日―コロンビア投資協定等。

ているのではないかとの問題意識に基づき、近年、特に、米系大手 IT 企業(グーグル、アマゾン、アップル)に対する EU 競争法の積極的な執行事例や、新たな立法(規則)が相次いで公表されている。

具体的には、以下のとおり、近年、米系大手 IT 企業に対する競争法の執行事例が注目を浴びている。

- ・欧州委員会は、グーグルに関して、2017年から2019年にかけて、ショッピング比較サービス、携帯OS、及びオンライン検索連動型広告仲介サービスに関する合計3件のEU競争法違反を認定し、制裁金を課した。
- ・欧州委員会は、2020年6月16日、AppStore 内では、アップル自身が提供するアプリ内決済システム(in-app payment)の使用が求められていることがEU競争法に違反するかについての正式調査を開始した旨を公表した。
- ・欧州委員会は、アマゾンに関して、マーケットプレイスにおける支配的地位を梃子にして、出店者の非公開情報を利用し、小売業を巡る競争で不当に優位に立ったり、自社サービスを優遇したりすることで、不当に競争事業者を競争上劣位に置いたとして、2020年11月10日、EU競争法違反の疑いを理由に、異議告知書を発出した。

また、既存の有力事業者が潜在的な競争圧力を 失わせることを主目的に新興企業を買収する行為 (キラー・アクイジション)を阻止する必要性が意 識され、当該観点から、取引額を基準とした届出 制度を導入する国がみられるとともに、グーグ ル、フェイスブック、マイクロソフト、アップル などの米系大手 IT 企業をはじめとしたデジタル 関連企業に対する企業結合審査も積極的に行われ ている。消費者がプライバシーを重視し、当事会 社が互いにサービスのプライバシー保護水準を巡 って競争している場合、データの利活用やプライ バシー関連の事項(プライバシー保護法制の規律 やその遵守状況等)も、審査の中で考慮するとい った、データ法制と競争法制との相互関係に関す る判断の蓄積が見られる点も、近年の企業結合審 査の特徴として挙げられる。

さらに、EU では、競争法を補完する観点から、 以下のとおり、オンライン仲介サービス、検索エ ンジン運営者、プラットフォーム事業者を対象と する、一連の法令が公表・施行されている。

- ・2020年7月12日、B to C取引のオンライン 仲介サービスや検索エンジン運営者に対し、取引 条件や検索ランキングを決定する主要パラメータ の情報開示等の義務を課す「オンライン仲介サー ビスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・ 透明性の促進に関する規則」が施行された。
- ・2020 年 9 月、デジタルプラットフォーム事業者の責任範囲の明確化や、既存の EU 競争法とは異なるデジタル経済の特性に即した規制アプローチの導入等のため、デジタルサービス法パッケージ(Digital Services Act Package)や新たな競争ツール (New Competition tool)が公表された。
- ・2020年12月15日、「ゲートーキーパー」として指定されたデジタルプラットフォーム事業者に対し、ビジネス利用者からの要求に応じ広告サービスに関する価格情報等を提供する義務、コアプラットフォーム事業から収集した個人データを他の個人データと結合することの禁止、ゲートキーパーによるデジタル分野における全ての企業結合の事前通知の義務化等を企図するデジタル市場法案(The Digital Markets Act)、及び仲介サービス提供事業者の類型や規模に応じた、当該サービス上の情報・コンテンツの流通に関する責任範囲の明確化等を企図するデジタルサービス法案(The Digital Services Act)が公表された。

#### (3)米国における動向

米国では、2000 年代のマイクロソフトに対する 訴追以降、米系大手 IT 企業に対する米国反トラスト法に基づく執行事例は見当たらなかった (2013 年頃、米国連邦取引委員会においてグーグルの一般検索サービスに関する訴追が検討されたものの、 訴追には至らなかった)。しかし、近時は、グーグル及びフェイスブックに対して、既存の又は潜在的な競争事業者との競争を排除又は回避する反競争的行為によって、それらの独占的地位を維持・強化し、一般消費者の利益が害されているのではないかとの問題意識に基づき、反トラスト法に基づく訴追が相次いで行われている。例えば、グーグルに対しては、2020 年 10 月 20 日に米国司法省及び 11 の州知事による訴訟が提起されているが、そこでは、アップルとの間でアップルの商品 役務上ではグーグルの検索サービスをデフォルトとする旨の契約を締結していること等が反競争的行為の一つとして主張されており、2020 年 12 月 16 日に提起されたテキサスをはじめとする 10 の州知事による訴訟では、フェイスブックとの間でヘッダービッディングではなくグーグルの広告サーバの利用を促進させる協定を締結していること等が主張されている。

なお、米国では、EU のような、デジタルプラットフォーム事業者を対象にした立法(連邦法)を制定する具体的な動きはまだ見られないが、米国議会下院の司法委員会反トラスト小委員会が、2020年10月6日、支配的地位の濫用や反競争的な自社優遇の禁止を明確化する等の提言を含む報告書を公表する等、デジタル経済における競争法・政策の在り方に関する様々な提案や議論が進行している。

#### (4) 中国における動向

中国は、米国やEUと同様に、デジタル経済に対応した効果的な規制を実現するための法規制の整備や執行を進めている。例えば、中国は、2019年1月1日、電子商取引プラットフォーム事業者に対して、参加者の身元確認義務や、個人情報保護等に関する情報開示義務を課すこと等を定めた電子商取引法を制定していたところ、2020年1月2日にはデジタル経済への対応における考慮要素を明確化した中国独占禁止法の改正法案を公表し、2021年2月7日にはプラットフォーム経済分野に関する中国独占禁止法ガイドラインを施行した。さらに、アリババといった中国国内のデジタルプラットフォーム事業者に対する中国独占禁止法に基づく調査・制裁案件も公表されつつある。

#### (5)日本における動向

日本では、公正取引委員会が、デジタル分野において独占禁止法上問題となり得る行為に対処するとともに、デジタル分野における企業結合事案に対応している。公正取引委員会は、2019年12月、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」及び「企業結合審査の手続に関する対応方針」を改定し、デジタル分野における企業結合事案に即した指針を示すとともに、「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者と

の取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定し、消費者との取引において優越的地位の濫用規制がどのように適用され得るかを明らかにした。また、デジタル分野における取引の実態把握を行い、独占禁止法上の考え方を示すなどしており、今後の規制動向が注目される。

また、2021 年 2 月には、デジタルプラットフォーム事業者の取引の透明性を高めるため、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が施行された。

#### (6) 今後の課題

欧米中でも、デジタル経済における競争環境の整備のために、競争法の執行が活発化したり、競争政策の観点から、新たな法規制が導入・議論されるなどしている。このような動きは、デジタル経済の拡大に即して、各国の競争法・競争政策を調整・発展させていく動きの一環と捉えることができるが、競争法や競争政策の名目で、実質的には産業政策的な措置が講じられたり、国内事業者を保護する観点から外国事業者が競争上不当に不利な地位に置かれたりするおそれがないかといった観点等から、今後とも、動向を注視していく必要がある。